



販売標準契約条件

売り手の見積書あるいは請求書内でその他の条件が明記されていない限り、売り手によって買い手に提供されるすべての製品およびサービスの提供および販売に対し、以下の「販売契約条件」(以下「条件」)が適用される。買い手のいかなる注文書またはその他の書類に含まれる可能性のあるいかなる条件も、売り手が受領した時にかかわらず、効力を持たない。注文を行うに当たり、買い手はこれらの条件を受諾し、売り手による商品およびサービスの販売と提供は、これらの条件の対象となると最終的にみなされる。

1. **定義。** 「**買い手**」および「**売り手**」は、見積書あるいは請求書内で定義される。「**商品**」とは、見積書または請求書に記載された、すべての設備、物品あるいは原料を指す。「**サービス**」とは、見積書または請求書に記載されたものを指す。「**見積書**」は、商品およびサービスを提供するため、売り手によって買い手へ発行され、これらの発行日から 30 日間有効である。「**注文**」は、売り手から商品を購入するための、買い手の確約を意味する「**請求書**」は、売り手によって買い手に提供される商品およびサービスに対する、買い手によって受諾された「**注文**」への、書面による請求である。

2. **注文。** 売り手は、その単独裁量権において、注文を受諾あるいは却下する権利を有する買い手からの注文に対する売り手の受諾は、買い手の信用取引承認および販売者によって要求されるその他の条件の対象となる可能性があり、買い手は、売り手による事前の書面での同意なしに注文をキャンセルする権利を持たない。

3. **価格および税金。** 価格は、見積書または販売者の公開済み価格表に記載されるものとする。価格およびこれらの条件は、予告なしの変更の対象となる。具体的な記載がない限り、価格には、消費税、使用税、物品税あるいはその他の類似の税金または関税(「**税金**」)は含まれない。買い手は、すべての通関手数料、仲介手数料、税金および、売り手の商品の出荷およびサービスの供給に関連したその他の支払額を支払う。売り手が、この記載に基づいて提供された商品あるいはサービスに対する税金を支払うように要求された場合、買い手はこのような税金を売り手に直ちに返済する。

4. **支払い。** 買い手はすべての請求書を、注文日から 30 日以内に、アメリカ・ドルまたは請求書に記載された通貨で、売り手が指定した口座への電子送金または売り手受け取りの小切手を通し、即時現金化可能資金から支払うものとする支払いは、売り手がクリアード・ファンズを受領するまで、領収されたとはみなされない。売り手が買い手に商品を分割で納入する場合は、売り手は買い手に各分割単位で請求を行う権利を有しており、買い手はそこで提供されているような請求のすべてを支払うものとする。買い手は、相殺、反訴、ディスカウント、減額、あるいは別な方法を目的とするかどうかにかかわらず、いかなる控除もなしにすべての支払を全額で支払うものとする。買い手が支払うべき金額を売り手に支払うことを怠った場合、買い手は、次のうち同等または低い年利で利子を支払う義務を有する。(a) 支払いが行われるまで日割り計算で生じる、年利 18%、または (b) 法的に認められている最高額。

5. **納入および受領。** 売り手は、商品を買手の指定した設備へ EX-Works(工場渡し)で納入する(インコタームズ 2010)。買い手は、いかなる特別な梱包費用と同様に、すべての運賃、保険およびその他の出荷費用を支払う。売り手は、見積納入期日を満たすような、営利的に適正な努力を行い、商品の部分的な出荷を行う権利を有する。買い手は、いかなる紛失、破損、不足またはその他の不適合に対し、納入日から 7 日以内に買い手が売り手に書面で通告しない限り、出荷された商品を受領したものとみなされるこのような通告を受領しない限り、買い手には、商品またはサービスを拒否する権利はなく、このような商品に対する請求額を支払うよう要求される。買い手は、商品の納入を中止あるいは遅延するいかなる権利も持たない。買い手が製品の納入を受領できない場合、売り手は、買い手のリスクおよび費用において、商品の保管あるいは保管準備を行う権利を有する。買い手は、納入までの製品の保管および保険の適正な費用を速やかに支払うものとする。売り手は、買い手の事前の書面による承認なしに、商品の返還を受諾することはない。

6. **リスクおよび所有権。** 商品の紛失あるいは破損のリスクは、適用されるインコタームズに従い、商品が買い手に納入された時点で、買い手またはその代理人に渡るものとする。商品の所有権は、売り手がその商品の請求額に対する全額の支払いを受け取った時点で、買い手に渡るものとする。所有権が買い手に渡るまで、買い手は、売り手の受寄者として、受託者原則に基づいて商品を保持する。買い手は、この段落で記述されている紛失あるいは損失のリスクを補うための適切な保険をかけていることを提示する。売り手は、この商品の全額の支払いを買い手が受領した段階で、商品に対する所有権が買い手に渡ることを保証する。

7. **担保権。** 売り手は、このような担保権に対する融資報告書を保管する権利を有し、買い手は、買い手の要求に応じて買い手の担保権を保護する必要があると売り手が判断するような、このような報告書またはその他の文書に署名する。

8. 限定保証。

a. **商品。** 見積書あるいは売り手が公開しているその商品の仕様書内で提示されていない限り、売り手は買い手に対し、売り手によって製造された商品が、原料および工場において瑕疵がないことを、出荷日または納入日(最初に発生したもの)から 12 ヶ月間に渡り保証する。この保証の下で、適合商品に欠陥が見つかった場合、売り手の唯一かつ排他的な自由裁量において、その商品を修理または交換す

る、買い手の唯一かつ排他的な救済が行われる。 買い手は、売り手によって要求および承認された場合、運賃前払いで、欠陥商品を売り手に返還する。 売り手の業者が許す範囲内で、売り手は、売り手から買い手に販売された商品と関係のある、このような業者によって提供された部品あるいはパーツに対する業者からの保証を回避し、業者の保証条件の対象となる保証の申し立てを支援するような、適正な努力を行う。

b. サービス。 売り手は買い手に対し、業界標準に合致したサービスが手際よく遂行されることを保証する。 売り手は、ここで記述されているサービスの保証へのいかなる不履行に対する、売り手の単独の義務および買い手の単独かつ排他的な救済として、欠陥のあるサービスが行われた後 90 日以内に、買い手が売り手に対しその欠陥を適切に説明した書面による報告書を提出した場合、不履行が発生したサービスを再遂行するか、あるいは売り手の見解において、不履行が発生したサービスに対して買い手が支払った料金を返済する。

c. 免責。 前述の限定保証は、買い手が商品あるいはサービスの全額を支払っていない場合は適用されず、かつ以下まで及ばない。

(i) 誤用、事故、悪用、放置、一般的な消耗と疵、不適切な取り付け・整備・応用、あるいは買い手またはいかなる第三者による過失または故意の不正行為によって生じた問題に帰因する、いかなる欠陥あるいは紛失； (ii) 単独の保証が、出荷上、瑕疵または原料から免除されているような、あるいはこれらの条件内の明示の保証が売り手によって公開された推奨返品期間を超えるような、消耗品； (iii) 欠陥商品の撤去/交換のための回収費または人件費； (iv) 第三者による欠陥サービスの再遂行； (v) 売り手によって製造されたものではない商品または製品の、あるいは売り手によって遂行されていないサービスの瑕疵； (vi) 材料あるいは設計を買い手が指定して作成された商品。

9. **放棄**。 条件内で提供されている明示の保証を除き、売り手およびその業者は、制限なく、所有権の黙示的保証、商品適格性、特定の目的に対する適正、侵害していないこと、実施・取り扱い・仕様・取引の過程で生じるものを含む、商品あるいはサービスに関わる、明示・暗示あるいは法令による、いかなるその他の保証も行わず、ここに放棄するものとする。

10. **機密情報**。 機密として明白に認められた、あるいはその本質上暗黙のうちに機密であるとされる、当事者によって公開されたすべての技術および/または取引の情報は、それを受領した当事者によって厳密に機密を保持し、商品の製造、販売、購入または使用、あるいはこの記載に従った当事者の権利を遂行する目的以外で、受領した当事者によって使用されることはない。

11. **知的財産権**。 売り手と買い手の間において、売り手は、商品およびサービスによる、特許、著作権、マスク・ワーク、企業秘密、またその他の知的財産権による、すべての権利、所有権および利益を所有し、これを保持する。 商品の販売またはサービスの遂行は、明示あるいは暗示を問わず、売り手の商標または商号を使用するライセンスを譲渡するものではなく、買い手は、売り手の代理人によって事前

にマークされたあるいは梱包された商品の再販に関する以外、いかなる商品またはサービスに関係した売り手の商標または商号を使用しない。

12. **違反**。 これらの条件に従い、売り手は、その商品が米国特許が発行した正当性を侵害しているという第三者の申し立てによる損失から、買い手を保証し、防御し、保護する。 売り手は、以下についての、いかなる違法に関する申し立てに対しても、一切の義務を有しない： (a) 他の製品または材料と組み合わせた、あるいは売り手によって意図または特定された以外の、商品の使用、あるいは (b) 買い手の仕様または設計に合わせて作られた商品。 商品が、違法への申し立ての対象となる、あるいは売り手の意見としてなっているように見える場合、売り手は、その選択肢で、またその単独の自由裁量において、以下を行うことができる； (i) このような商品の使用を継続する権利を買い手のために確保する； (ii) このような商品を交換または改造し、それらを違法ではないものにする； (iii) このような商品の返品を受諾し、このような商品に対して買い手から売り手へ実際に支払われた金額を売り手に払い戻す。 この保証は、以下を条件とする： (y) この申し立てに対し、買い手から売り手へ速やかに書面で通知する場合； および (z) 買い手が、この申し立てへの抗弁に対する売り手の単独管理、およびこの申し立てに関連したすべての適切な援助を提供する場合。 買い手は、売り手の事前の書面による承諾なしに、いかなる申し立てに対しても、責務について認めること、あるいは調停に妥協または合意することはない。 この段落は、違法への申し立てに対する買い手の単独の救済措置について記述している。

13. **責務の制限**。 反対にこれらの条件のいずれにもかかわらず、適用される法律によって認められる最大限の範囲において、(a) いかなる場合も、契約、過失、不法行為、保証あるいはその他の不当な行為または怠慢に基づいているかどうかにかかわらず、たとえ売り手がこのような破損の可能性を指摘していたとしても、責務のいかなる理論の下、商品またはサービスの申し出、販売または使用の結果としての、商品またはサービスの代替を調達するための費用に対し、あるいは特別な、間接的、模範的、付随的、懲罰的、あるいは必然な破損(制限なく、利益の損失、取引の休止またはその他のいかなる損失を含む)に対し、売り手またはその業者が買い手またはいかなる第三者に対する責務を負うことはない。 および (b) すべての申し立てに対する売り手の総合的な責任は、責務が生じた注文に従って、買い手に支払われた総額を超えない金額において、直接的な損失に対し制限される。

14. **賠償**。 適用される法律によって許される最大限の範囲で、買い手は、すべての損失、破損、責務、要求、申し立て、訴訟、裁判、罰金、訴訟費用、および法的またはその他の費用(適切な弁護士料を含むがこれに限定されない) (「負債」) から、売り手、その子会社、提携会社、共同出資者、それらの後任者と氏名者、および過去/現在

の責任者、役員、社員および代理店の各個人(総称して「**売り手の被賠償者**」)を補償し、防御し、保護する。売り手の被賠償者は、買い手による商品またはサービスの購入、販売または使用(能動的、受動的にかかわらず、買い手の一部によって行われた、このような商品またはサービスの買い手による不正使用、あるいはその他の行動または怠慢、故意の違法行為または過失を含むがこれに限定されない)、によって発生する、これに関係する、またはどのような形でこれに関連する、いかなる訴訟、裁判、またはその他の手続きをも弁護または和解を、支持、またはその責任を負うものとする。しかしながら、買い手は、この段落の下、売り手の被賠償者の故意の違法行為または過失によってのみ発生した、あるいはこれらの条件に記述されている売り手の違法行為賠償責務によって補填される、いかなる責務に対し、一切の損失補償の責務を負わない。

15. 弁護士料。 これらの条件を執行するため、一方の当事者が、他方の当事者に対し、いかなる訴訟を起こした場合、勝訴当事者は、敗訴当事者から、適切な弁護士料および費用を回収する権利を与えられる。

16. 不可抗力。 売り手は、適切な制御が及ばない事項または状況によって発生した不履行または遅延に対し、責任を持たない。

17. 譲渡。 買い手は、全体であれ一部であれ、売り手の事前の書面による承諾なしに、見積書または注文を譲渡または転送する権利を有さない。売り手は、いかなる提携者または後継者に、これらの条件に関連する取引または資産に対し、その権利を譲渡する、あるいはその責務またはそのいかなる部分を委託または外注する権利を有する。

18. 国連条約。 「国際物品売買契約に関する国際連合条約」は、この条件には適用されない。

19. 紛争解決および準拠法。

- a. 双方の当事者が合衆国居住者である場合、(i) これらの条件は、法条項の相反に関係なくコロラド州法、および合衆国法に準拠する；(ii) いかなる法的措置、訴訟、またはこれらの条件に関する手続きに対する、排他的な管轄権および裁判地は、アメリカ合衆国コロラド州デンバー市および郡に位置する連邦または州の裁判所となる；(iii) 各当事者は、このような法的措置、訴訟、または手続きに対し、コロラド州内の排他的対人管轄権に提出する。
- b. 一方の当事者が合衆国居住者でない場合、その違反、存在、正当性または法的強制力を含むがこれに限定されない、これらの条件から発生する、またはこれに関連するいかなる申し立てあるいは論争も、(i) アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市に位置する仲裁廷によって裁定される；(ii) 法条項の相反に関係なく、ニューヨーク州法および合衆国法に準拠する。仲裁者の裁定は、確定的であり、管轄権を有するいかなる法廷においても執行される可能性がある。
- c. 売り手と買い手の双方が中国居住者である場合、当事者は、これらの条件が、法条項の相反にかかわらず、中国の法律に準拠し、その下で解釈されることに合意する。

20. 通告。 各当事者は、これらの条件の下で要求および承認されるいかなる通告も、もう一方の当事者に対し、書面によって、評判の良い翌日または国際の宅配便を使い、請求書に記載された当事者の住所に配達証明を付加して配達されるように提出する。通告は、受領した段階で有効となる。買い手によって提出された、これらの条件に関連するいかなる通告も、同時に以下の Tomkins 法務部門宛てに複写される。 Tomkins Law Department, Attention: General Counsel, 1551 Wewatta Street, MC 10-A5, Denver, Colorado, 80202, USA.

21. 法令順守。 買い手は、買い手がすべての「**適用法**」 - すなわち、労働および雇用(賃金法および児童労働法を含む)、労働者の安全、データ機密、消費者保護、環境保護、企業運営、ライセンス供与、認可、地区制、輸出入、出荷、無差別、および 1977 年合衆国海外腐敗行為防止法と 2010 年英国贈賄防止法を含む腐敗行為防止に関する法律を含むがこれに限定されない、すべての適用される国際、国内および地域の法および規制 - に準拠していること、またいかなる時も準拠することを、提示および補償する。

22. 言語。 これらの条件は、英語で記述されている。便宜を図るためまたは法的な要求のために、これらの条件をその他の言語に翻訳すべき場合、適用法によって許される最大限の範囲で、いかなる相反が起きた場合も、英語版が管理する。

23. 雑則。 支払いの期日は最も重要なものである。買い手は、ここに明白に記載されていない表明または補償によって、売り手からいかなる商品またはサービスの購入も勧誘されていないことを承認する。これらの条件は、当事者の完全な合意を構成し、ここに含まれる主題に関する、当事者間でやりとりされた従来のすべての口頭または書面による合意に優先する。ここに含まれる契約条件はどれも、権限を持つ売り手の代表によって署名された書面による文書によるものを除き、追加、変更、破棄、あるいは改正することはできない。ある 1 つの要因で、ここに記述された条項の実施を放棄あるいは失敗した場合、その他のいかなる条項を、またはその他の要因においてこのような条項を放棄しているとはみなされない。ここに含まれている各項の見出しは、参照の便利性を目的としており、いかなる条項の解釈にも影響しない。これらの条件のいかなる条項も、機密保持され、あるいは強制不能とされている場合、当事者は、無効な条項を直ちに、無効な条項の意図および経済効果に最も近い有効で強制力のある条項に置き換え、残りの条項は効力を維持する。第 1、9、10、11、13 および 15 から 23 節は、これらの条件の終了後も有効に存在する。